

市内で頑張る農林業者を応援します！

制度内容

◎対象事業主(次のすべての要件に該当する事業主)

- (1) 市内に事務所または事業所を有する**農林業者等**であること
- (2) 新型コロナウイルスの影響を受け、**令和3年4月から令和3年9月までの売上高の合計**が、前年又は前々年の同期間の売上高の合計と比較して**30%以上減少**していること
- (3) 比較する前年または前々年の同期間の売上高の合計が**60万円以上**であること
- (4) 市内で現に農林業を営んでおり、かつ今後も農林業を営む意思があること

◎交付額 10万円 ※1事業主あたり1回まで

◎申請方法 下記のとおり

◎申請受付期間 **令和3年10月1日(金)～令和3年12月28日(火)まで**

申請方法

以下の資料を準備の上、下記の申請先へ提出

- (1) 申請書兼実績報告書(様式第1号)
- (2) 経営状況確認書(様式第2号)
- (3) 売上高の確認書類又は税理士(会計士)による確認のいずれか
- (4) 請求書(様式第4号)

※その他、口座情報がわかるもの(通帳等)と印鑑を御持参ください

【申請・問い合わせ先】

島田市産業観光部農業振興課農業係

〒427-8501 島田市中心町1-1(本庁舎2階)

電話: 0547-36-7168

裏面も御覧ください

給付金 Q & A

Q 1

農林業者等とは？



市内で農林業を営む個人や会社（資本金3億円以下又は従業員300人以下）、農業協同組合（市内に主たる事務所を有するもの）が対象となります。

Q 2

「売上高の確認書類」って？



売上台帳、試算表、確定申告書の写しなど、対象月の売上が分かる書類をご提出ください。

Q 3

他の補助金や給付金と併用はできるの？



国の月次支援金、県の応援金は併用できますが、県協力及び同時期に実施する市（商工課）の中小企業者等応援給付金との併用はできません。

Q 4

申し込みから給付まではどのくらいかかるの？



おおよそ1週間から10日程度のお時間をいただく予定です。

Q 5

売上減少率の小数点以下の取り扱いは？



小数点以下を切り捨て、30%以上となっていることが条件となります。

Q 6

税理士(会計士)の確認は必須なの？



売上高の確認書類を提出する場合、税理士(会計士)の確認は不要です。なお、税理士(会計士)の印は実印である必要はありません。

その他、ご不明点等ございましたらお気軽に担当までご連絡ください。